

令和5年度4月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年 4月21日（木）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席2名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 15名（欠席1名）

1 山根 悦文	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	
5 沼田 高志	6 田中 昭文	7 和田 保人	8 東 廣司
9 富永 有作	10 三上 好文	11 小泉 幹雄	13 三田 誠
13 上田 義憲	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農用地利用集積企画の公告について
- ・ 議案第5号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 町内の農地の賃借料情報の提供について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	始めたいと思います。4月10日に初総会を行いました。臨時総会に伴ってスタート致しましたが本日は、最適化推進の皆様に出席をしてお越しいただきました。3年間、皆様とみつめていきます。改めて皆様のご協力の方よろしくお願ひ致します。さて農作業の方もいよいよ始まりして、昨年末降雪も少なく9月に入ってから降雨も少なかったため、なかなか水田の作業も進みませんでした。今年はずいぶん普通通りではありますが、今のところ順調に農作業も進んでいるみたいです。本日は総会終了後の研修もあるようですので議決し案件も多いのでよろしくお願ひします。まず、本日の欠席委員さんが3番の荒木委員さん、それから4番の日野委員さんが欠席で、最適化推進委員さん日高委員さんの欠席も聞いとります。議事録署名者の指名ですが2番沖田委員さん、5番種委員さんです。 議題の方に入ります。議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について本日は10件ございます。事務局の方、説明をお願い致します。
事務局	はい、失礼します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は10件です。申請番号053-1農地の所在地は矢上××、登記地目畑、面積54㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積42㎡、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は●●●●です。 続きまして、申請番号053-2農地の所在地は矢上××、登記地目畑、面積132㎡、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして、申請番号053-3農地の所在地は下田所××、登記地目畑、面積160㎡3条の有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●●です。 続きまして、申請番号053-4農地の所在地は矢上××、登記地目畑、面積43㎡同じく矢上××、登記地目田、面積415㎡。同じく矢上××、登記地目畑、面積96㎡。同じく矢上××、登記地目畑、面積242㎡。同じく矢上××、登記地目田、面積218㎡3条の無償所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。 続きまして、申請番号053-5農地の所在地は矢上××、登記地目田、面積1196㎡、同じく矢上××、登記地目田、面積502㎡。3条の有償有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。 続きまして、申請番号053-6農地の所在地は三日市××、登記地目畑、面積75㎡有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は★★★★です。 続きまして、申請番号053-7農地の所在地は市木××、面積978㎡、無償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は●●●●です。 続きまして、申請番号053-8農地の所在地は日貫××、登記地目田、面積93㎡。同じく日貫××、登記地目田、面積264㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして、申請番号053-9農地の所在地は原村××、登記地目田、面積564㎡。同じく原村××、登記地目田、面積541㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。 続きまして、申請番号053-10農地の所在地は高見××、登記地目田、面積747

議長 9 番	m²。同じく高見××、登記地目田、面積 240 m²。同じく高見××、登記地目畑、面積 141 m²。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。以上 10 件です。 それでは、あの 053-1 に関しまして現地調査並びに調査の報告をお願いします。植田委員さん、お願いします。
	3 条の所有権移転の案件に入る前に、今月の総会の案件が矢上地区全体で 5 件ございまして実際の所、この総会資料が届いてから推進委員さんと協議する時間帯、私の都合もあったり、なかなかおりあいがつきませんでしたので今回の案件 5 件につきましては、私一人で時間の空く日に訪問して話をさせてもらったような次第でございますのであしからずお話をさせていただきます。また、こういう案件がございましたらできるだけ推進委員さんと共同で案件調査をしたいと思っておりますので合わせてお願い申し上げたいと思っております。 そうしましたら、053-1 の案件についてご報告させていただきます。まず地図をご覧くださいいただければと思います。4 ページです。場所につきましては、石見中央線の矢上駅より日貫瑞穂インター方向へ向かいまして 500m ぐらいに進んだ橋の近くに今件の申請の位置となります。今回引き受け人が土地付き個人住宅を希望し空き屋等を探していたところ手頃な物件があって今回の契約になったわけですが、それに伴って裏側に畑が 2 枚 2 筆ついとりました。これも引き受けのしてほしい事がございまして本人も趣味で引き受けたいと希望していたことから合わせて今回の申請となった次第でございます。すでに、住宅につきましては改築中でございまして事前に聞いた内容が畑花壇と耕作可能と面積の十分査証ですので管理しやすいなという事から付き合っていきたい希望を持っておられますので今回の申請も合わせて承認の方よろしくお願いしたいと思っております。以上です。
議長	ありがとうございます。今の件に関しまして何かご質問等がございましたら挙手にてお願いします。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。053-1 案件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をよろしくお願いします。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。賛成多数で、許可相当と認めます。最適化推進委員さん挙手してもらったんですけど、挙手はなくていいです。すみません、よろしくお願いします。
9 番	続きまして、053-2 番の案件に関しまして植田委員さんよろしく申し上げます。 続きまして申請番号 053-2 の申請についてご説明をさせていただきます。場所については地図をご覧くださいいただければと思います。場所につきましては、役場本庁より日貫方面浜田作木線上の 500m ぐらい進んだ民地に入った位置が本件の申請地となります。引受人は、新築の住宅新築に現在取り組んでおりまして同時にこの方も趣味として家庭菜園を希望しており叶えてほしいような希望も持っておられまして先日も裏側にたまたま畑でございました。そういうな形で、今回の申請になった訳ですけど、畑の所有者につきましては自宅よりちょっと若干離れた

議長	位置にあるというような畑でございまして、本人さんでもできるだけいい話があれば手放したいというような気持ちも持っておられたそうでございまして、お若いという事で了解されて契約にいたったということでございまして。チェックシート等照らしながらまたそういうふうに情報をもとに上で登記に問題ないと感じましたのでこの本件につきましても申請通りよろしくお願ひしたいと思ひます。 はい、ありがとうございます。この件に関しまして、何かご意見ご質問等がございましたら挙手にて質問お願ひします。 (意見、質問なし)
議長	ございませぬか？ないようですので、採決の方に入ります。この 053-2 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願ひします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。賛成多数、全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-3 の案件に関しまして服部委員は説明の方よろしくお願ひします。
6 番	よろしくお願ひします。ではそれでは、053-3 についてご説明いたします。今週の月曜日の夕方にですね、田中推進委員さんと 2 人で現地へ行ってまいりました。受け人の■■■■さんに面談しましてお話を伺ってまいりました。地図のですね、場所で言いますと 6 ページになります。向かって地図の下にですね \$ \$ \$ \$ がありまして、そこの上に上がった所〇〇〇〇さん沿いに□□さんがありまして、今回譲渡し人の□□さんのご自宅前の辺りにお伺いしましたら、実は□□さんの民家の方を■■■さんが購入されまして、今■■■さんの方が□□さんの家の方に住まれておられます。あがいう事で、■■■さん自身は家庭菜園で野菜を作る事がご趣味だそうで畑を野菜作りたいたいことを家の前でもありまして、□□さんの方から譲受ける形となりました。まあ、あの■■■さん自身と女性の方とは分かれたんですけど農業の方から、野菜を作る環境で育って非常に野菜作りがお好きみたいで実際によその畑もですね譲渡されてるよう形にも見えました。まあ、チェックシートも確認してでもですね十分前も見えるかなと思っております。では、よろしくお願ひします。
議長 推 6 番 議長	はい、ありがとうございます。田中推進委員さん、何かありますか？ ありません。よろしくお願ひします。 では、053-3 の案件に関しましてご意見ご質問等がございましたらよろしくお願ひします。 (意見、質問なし)
議長	ございませぬか？ないようですので、採決の方に入ります。053-3 に件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願ひします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-4 の案件に関しまして植田委員さんは説明よろしくお願ひします。
9 番	続いて、よろしくお願ひ致します。申請番号 053-4 についてご説明をさせてい

	たきます。7 ページの地図をご覧くださいと思います。地図上では上の地図で目立った所は特にないんですけど左側の〇〇さんと箇所ってある山に向かっての道路が浜作線の七日市※※※の店舗から道路になりまして。それも、平たい所が今回の申請地位置になります。本件も所有者はもう転出されておられて、帰られる予定もなく農地の引受人をずっと以前から探されています。今回は、個人的にも同じように農業に携わっておられます◆◆氏の名前が3月の案件としてありましたけども続いてあがりまして今回の農地も見ますにほぼ一括にちょっとかけても両サイドかぶっている所もございますが近くにまとまっとていい事から契約にいたったそうでございます。まあ、あの今後についても幅広く声かけてされてますのでこういうあの耕作いおく等も十分感じられますし、後継者もおいでになるという事からチェックシート照らしても、あのご判断いたしましたで続い申請の方よろしくお願ひしたいと思います。
議長	はい、ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問ある方ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。 はい、椿委員さん。
7 番	あの、内容はよく分かったんですけども申請地の今まで管理は誰がどういうふうにされているんですか？ あのたぶん、了解を一応得られていると思うがそれが気になりまして。
9 番	今まであのまだ今年度も含めても始まるんですけども、××さんがずっと今まで耕作をされております。今現在、苗の発注とかそういうによれば今年度はちょっと耕作人がどの程度で止まるか耕作がせにやいけんのんか、まだちょっとその点は若干不明でございますが、今までそういうふうな新組織の集落の方が耕作をされておりました。
7 番	この進展関係両側にあるん？
9 番	両側にあります。
7 番	それほど聞きたかったです。
9 番	ごめんなさい。
議長	すみません、横から。◆◆さんは、厚生委員さん？
9 番	はい？
議長	◆◆さんは、鹿子原の・・・。
9 番	厚生委員さんですね。
議長	はい。
9 番	個人でもやっておられます。
議長	他に質問はございませんか？ ないようですので、採決の方に入らせていただきます。053-4 件に関しまして・・・。
事務局	議長。
議長	はい。
事務局	すみません。あの◆◆さん、たぶん厚生委員さんではないんじゃないかと思われます。鹿子原の厚生委員ではなく、別の個人と聞いとります。
議長	それでは採決の方に入ります。この件に関しまして、許可相当と認められる方は挙手をお願いします。

議長 9 番	(全員挙手) ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-5 の案件に関しまして植田委員さんお願いします。 ちょっと、今回のこれについては説明が難しい所もあるかも分かりませんが、お聞きいただきますようよろしくお願い致します。申請番号 053-5 についてご説明させていただきます。この次の 8 ページの地図をご覧ください。地図上で真横に走っている道路が農道南線にあたります。右側が井原の国道より走り左側のちょっと隠れておりますが、@@@@のさくらんぼ園があったり㍉㍉㍉㍉があったり。クロス位置の所になります。また、下に向いての道路が瑞穂方面へ行くトンネルへ行く道路というようなちょっと若干四差路の方が欠けておりますので見にくいのでご了解のほどよろしくお願い致します。経緯は、元々 3 年前に引受人の娘が将来的に借り連携をしたいと。その中でも、葡萄栽培をしたいと希望のことから町内へ移住されて経緯が進みました。引受人も####の従業員となって実践ながら今勉強して収益を得ながら勉強していると聞きました。本件は、近隣のできれば空き家を住宅住まいです。ので空き家を探していたところ、ちょうど近くにございまして今回の契約になった訳でございます。現在あの空き家でございます。それまではちょっと賃貸で若干軽く入っておられた方がおられましたが、この何年か空き家になりまして畑というか田んぼの草が 20 cm くらい伸びきったままぐらいの状況がずっと続いております。以前は、近隣の方がその田んぼについては草刈りを依頼されとって、ずっと管理されておりましたがそういうような事情もございます。1 枚の面積的にはちょっと大きい田んぼでございますが、この南線に対しての道路の斜面というのが非常に急勾配でございますので若干法面がずっと図るような形になりまして、実際 1196 m²と面積となっておりますがそれよりは非常に狭うなっているような感じで希望を出しました。今後の事も考えて希望持ってこっちで利用されたいという事からできれば応援したく、又お伺い機械はお持ちではございませんが##も公認の機械を貸していただけるという約束もあると聞いておりますので、今後については田んぼが少しでも活性化するのではと感じて今回の訪問によって内容を確認させていただきました。ひとつよろしくお願いしたいと思います。
議長	ありがとうございます。この件に関しまして、意見ご質問等ございましたら挙手にてお願い致します。
議長	(意見、質問なし) ございませんか？ ないようですので、採決の方に入らせていただきます。 053-5 件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手) はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-6 び件に関しまして沖田委員さん説明の方よろしくお願い致します。
2 番	はい、では 053-6 の案件についてご説明いたします。先日 4 月 17 日に推進委員さんの和田推進委員と、それからこの譲受人の★★さんと私と 3 人で現地確認

	並びに★★さんから聞き取りをさせていただきました。この譲渡し人の、地図で最初説明しましょうか？瑞穂地域の出羽地区の旧三日市に商店街がありますが、その真ん中の所にまっすぐ出羽川へ沿って出る道路がありましてその突き当たりが出羽川の管理道になります。そのほとりに、この地図にも載ってますがこの現地があります。この譲渡し人の☆☆さんは、元々三日市のご出身なんですけども広島に住まれて長いですね。★★さんが維持管理はされておられました。この面積ですので今までは農地法の関係で下限面積はいきませんで、登記ができませんでした。それで今回、法律変わりましたで下限面積撤回という事になりましたので、今回登記されるという事でこの3条の申請を出されました。チェックシートに照らし合わせましても絶段問題はありませんでしたので、現在も前々から管理されておられましたし綺麗に家財等もやっておられたので問題ないと思います。よろしくお願い致します。
議長	はい、和田推進委員何かありますか？
推7番	特にございません。
議長	では、この件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手にて発言をお願い致します。
	(意見、質問なし)
議長	ございませんか？ ないようですので、採決の方入りたいと思います。053-6の案件に関しまして許可相当と認められる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。
	続きまして、053-7の案件に関しまして高木委員さんの方から現地調査より現地の報告をお願い致します。
13番	失礼します。053-7について説明します。場所は、地図のご覧の中から市木の生家地区という所です。このまま横に直線が走っているところを右手に行くと田所方へです。下へ下ると浜田へ下ります。山間の土地が出た土地になります。先週の日曜日、推進委員の日高さんと〇〇さんに面会してお話を伺いました。これですけども、私の、これ〇〇、〇〇さんとお読みするんだそうですね。この方の実は〇〇家のご長男にあたられてご両親が亡くなられた時に財産の贈与を受けて所有者になっておったんですけども、こっちらに帰って来る事がないということで弟さんにあたる●●さんの方にこの土地を譲るという形となりました。現地の方を確認しましたが、春先、近くの方に会いましてトラクター入れて綺麗に鋤いてありました。田んぼという仕事なんで田んぼされるんですか？と聞いたら、自分は田んぼの方は機械が元々ないので畑の方しかない。畑の方はあるので畑として利用している事です。どうぞよろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。この件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手にて発言をお願い致します。ございませんか？
9番	この経営面積が渡す方と受ける方、兄弟とお聞きしましたが一緒の面積が出るのですが、データ上の問題でしょうか？
事務局	失礼致します。すみません、データ上のシステム上の方になっております。○

議長	○さんと●●さんの物が同一家庭中に両方ともいらっしゃいますので同じデータの数字がここに反映されるという事になっております。 以上です。 はい、ありがとうございました。その他ございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようでしたら採決の方に入らせてもらいます。053-7 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-8 の案件に関しまして本日は担当委員の荒木委員さんは欠席ですが山崎推進委員さんの方からできないでしょうか？
推 15 番	いいですか？ すみません、失礼します。荒木農業委員さんが今日欠席という事で私代わりに説明させていただきます。053-8 の案件ですけど、地図で言いますと 11 ページになりますが浜田作木線から走っておりますその途中に日貫地内日貫川の方に向かって少し入った所でございます。4 月の 16 日に荒木農業委員さんと一緒に現地の方確認して、渡人の△△△△さんと面談して話を色々伺いました。□□□□さんは現在矢上へ住んでおられまして、どうも家に▲▲▲▲さん I ターンで来られまして今住んでおられます。それで今田になっておりますが、一応畑で野菜等を▲▲▲▲さんが今現在も作っておられます。△△さんもう日貫の方に帰ることないしという事で▲▲さんに所有権移転するという事でこの案件がありますが。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。この件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願いします。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせていただきます。053-8 の件に関しまして、許可相当認められると思う方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-9 の案件に関しまして担当椿委員さん現地調査並びに報告をお願い致します。
7 番	053-9 より◇◇◇◇さんからのお願い許可での農地の所有権移転の申請についてでございます。申請場所は瑞穂地域高原地区出店口集落でございます。地図を持って確認してください。12 ページです。見えてる道路は県道の高見出羽線から入っている山側の地図町道でございます。申請地の近くに譲渡人の◇◇さんの墓地地図上には譲渡受人の◆◆さんの家も見えとります。譲渡人と譲渡受人平静地このような位置関係になります。譲渡人の◇◇さんは、高齢となられまして家の前の畑を耕作はされておるんですけども、申請地は自己保全という形になっておりました。譲渡受人側の◆◆さんは、農業として奥さんと一緒に和牛を飼育されておられます。よって稲作 1.5 トンぐらいされとります。今回の申請はあの◇◇さんの希望えて◆◆さんが受けられたのと思われます。申請地は水便が悪いのでどのように使われるか伺ってみました所、牛のための牧草を作りたいそうで現在

議長 推 8 番 議長	◇◇さんの了解のもと下の一筆書いてはせみ牧草あたりが巻かれてるそうです。チェックシートに照らし合わせ問題なかなと思いますがよろしくご審議ください。なお 17 日に、日高じゃないわごめんなさい。東推進委員さんと現地確認面談を行っております。以上です。 はい、ありがとうございます。東推進委員さん、何かございますでしょうか？ 何もございません。 それでは、この件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手をもって発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方入らせてもらいます。053-9 の件に関しまして許可相当と認められる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長 7 番	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-10 の件に関しまして担当の椿委員さん説明の方お願い致します。 申請番号 053-10▽▽▽▽さんからの▼▼▼▼さんへの農地の所有権移転の申請でございます。申請場所は瑞穂地域高原地区馬場集落になります。地図をもって確認してください。13 ページです。地図にある道路は、主要地方道の仁摩邑南線です。地図にはありませんけども、下の方には高原駅交差点がありそこから 300 m 八色石側に寄った所です。譲渡受人の▼▼さんのお家と申請地、地図にあるような位置関係になります。譲渡人の▽▽さんは、現在大阪吹田の方に住まれとりますけども私より 3 歳年上で高校卒業されてから登記には登記を離れられとります。20 年くらい前お父さんが亡くなられており、農地等登記されました。常にこのその農地など管理について気を使っておられましたが、8 年前についに住宅農地はこの申請者の譲渡受人にである▼▼さんに引き渡されておられます。▼▼さんは、住宅購入地から申請地の方のとして農地をかけざいとして欲しかったらしいのですが、加減面積要件に達しないため断念されとられました。この度加減面積要件が撤廃されましたので今回の申請になりました。今まで道路沿いの 2 つの申請地は▼▼さんが管理されとりました。もう一つの申請地は、隣の方が保全管理されとりましたんです。今回の申請については、あの連絡うけ又了解をされとります。申請地を係として家族で耕作をしたいという事でございます。チェックシートに照らし合わせ問題ないと思いますけどもよろしくご審議ください。18 日に推進委員の富永さんと現地確認お話を聞いとります。以上です。
議長 推 9 番 議長	はい、ありがとうございました。富永推進委員さん、何かどっか付け加えるような事ございましたら。 ありません。 はい、それではこの 053-10 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手にてお願いします。 (意見、質問なし)
議長	ないようでございますので、採決の方に入ります。

	053-10 の件に関しまして許可相当と認められる方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めたいと思います。 続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条件で許可申請について今回は 1 件あります。事務局の方説明をお願い致します。
事務局	はい、失礼します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について今回は 1 件です。申請番号 054-1、農地の所在は上田××。登記種目畑、面積 28 m ² 。申請人は〇〇〇〇他 1 名です。転用目的は、墓地です。所要面積は、土地造成 28 m ² 。墓碑 18 m ² 。参道 10 m ² です。転用理由は、現在の墓地は山林の急傾斜地にあり管理が難しく自宅付近農平地に新設したいからです。この土地は、すみません。地種書いとりませんが、第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 4 条第 6 項の但し書きにより許可できるものと判断しとります。以上、1 件です。
議長	はい、えっとこの案件は私の案件ですので代行と司会の進行の方代わっていただき進みたいと思います。 ～議長交代～
(代理)	はい、失礼します。この案件は、三上会長の案件ですので私が代わって議長を務めさせていただきます。では、三上会長お願いします。
会長	はい、054-1 の案件調査に関しまして説明の方したいと思います。これはちょっと私の日が合わなかったんで高橋推進委員には申し訳けなかったんですが、別にちょっと現地の方調査等やらしてもらいました。場所の方ですが、地図を見てもらいますと役場羽須美支所の方から甲田作木線を約 4 km 高見の方に行ったまあ、ほぼ県境にあるような所地になります。申請地ですけど、墓地の方が現在山の中にあって急斜面であったりするので今回この申請人の〇〇さんのお父さんが亡くなられ墓地を作ろうとしていましたが、急斜面であってどっか広い長いという事で現在の申請地家の前の方にしたいという事でした。現地の方は、まあ畑ではありますけど果樹や樹木が植えてあって畑のようなそういうことはなかったんですけど、まあ果樹という事で管理はできてました。次の方ですけど、下の方は耕作さてれない畑等でございまして農地はないので取水による被害はない支障はないと思いますしそういう物もきちんとしてあるという事でした。申請人他 1 名というのは、●●さん事だそうですので一応お願いしたいと思います。以上です。議長。
(代理)	はい、ありがとうございました。高橋推進委員さん、あのご同行されてませんが何か補足ありませんか？よろしくお願いします。
推 3 番	ないです。
(代理)	はい、ありがとうございます。では、この件について審議に入ります。ご質問等ございましたら挙手にてご質問ください。 (意見、質問なし)
(代理)	ないようですので、審議に入ります。この件について、許可相当と認められる方の挙手をお願いします。 (全員挙手)

(代理)	はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と認めます。
議長	～議長交代～
議長	はい、ありがとうございました。
事務局	続きまして、議案第 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の方説明をお願い致します。 はい、失礼致します。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可について、今月は 2 件です。申請番号 055-1、農地の所在は淀原××。登記地目田、面積 902 m²。有償の所有権移転です。譲渡人は、△△△△。譲受人は、▲▲▲▲です。転用目的は駐車場です。で、申請事由は隣接する販売店舗の駐車場宛場となっており申請地を駐車場として使用したい為です。この土地は、第 3 種農地です。農用地区域除外済みです。農地法第 5 条第 2 項但し書きにより許可できるものと判断しとります。 続きまして、055-2、農地の所在は矢上××。登記地目畑、76 m²。賃貸者物件の設定です。譲渡人は、□□□□。譲受人は、■●●■です。転用目的は駐車場で、申請理由は隣接する運送会社の職員用駐車場が手狭となった為、申請地を駐車場として使用したいものです。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域除外です。農地法第 5 条第 2 項但し書きにより許可できるものと判断しとります。以上 2 件です。
議長	はい、ありがとうございます。055-1 の件に関しまして、沖田委員さん説明をお願いします。
2 番	はい、失礼します。055-1 について、ご説明致します。下の地図でご確認ください。左側の地図によりますが、健康センター元気館がありましてその前にスーパー■■■■があります。その隣の土地が今回の申請用地になります。この案件は、先ほどと一緒に 4 月の 17 日に推進委員さんの和田さんとそれから譲受人の▲▲さん、それから譲渡人の△△さんはちょっと時間のご都合でこの 17 日の午前中に私一人で△△さんから聞き取り調査をさせて頂きました。この現地ですが、■■■■の駐車場が手狭で駐車場を拡張したいという事で△△さんがこの度、▲▲さんの方に譲られました。それで駐車場これに載っていますが、12 台分もかなり面積もありますのでくが等の水の排水関係を心配したんですが、この右側の地図にあります申請地の横に 1 本ずっと流れてますが、これが排水のための溝が出来てますのでこちらの方へ排水をされるという事でした。他チェックシートは別に問題はなかったと思いますのでよろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。和田推進委員さん。
推 7 番	特にないです。
議長	それでは 055-1 の件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手の上発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ございませんようですので、採決の方に入りたいと思います。055-1 に関しまして許可相当と認められる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)

議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。
9 番	続きまして、055-2 の件に関しまして植田委員さん現地調査より報告の説明をお願い致します。 はい、そうしましたら申請番号 055-2 農地法 5 条の申請についてご説明をさせていただきます。その次のページ 19 ページの地図をご覧頂ければと思います。右中央から左ちょっと河口に向いてのが石見中央線でごさいます、この右側が溝辺組事務所。石見中学校等の中野井原方面になります。反対に下った斜め下った方が矢上の商店街方面になります。今回申請されたのは、矢上運送の代表の方でごさいます。今まで千葉の運送業を長年やっておられました、年々配達物の関係で事業用のトラックが大型化しまして、なかなか今まではそのスペースで十分だったんですけども、どんどん車が大きくなったという事から職員さん従業員さんの駐車場が若干その都度利用せにやれんというちょっと若干苦勞が生じてくると、というような事が今回の申請となった次第でごさいます。所有者□□さんに対しては再々丁度隣駐車場の隣が今回の申請地でごさいますので再々お願いしておりましたが、中々気難しく中々契約にいたれてなかったんですが勤怠記録 20 年という事で今回やっと契約にいたりました。今後につきましては、もし話がうまく進めば気に入って買取りを考えておるといような事でごさいます。今まで従業員さん駐車場今の矢上運送と書いてある裏を、上の流れているのは濁川でごさいますのでその橋斜面急傾斜の上の方に色々スペースが空いたスペースに置いてきたというような経緯もごさいます。安全な所へ置きたいという希望を持ってごさいましたので、今回この農地で契約したという事でごさいます。どうぞよろしくお願い致します。
議長	えっと、三田さんはご同行。
9 番	ないです。
議長	この 055-2 の件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手にて発言をお願い致します。 はい、では椿委員。
7 番	とりあえず、賃貸？
9 番	とりあえず、賃貸。10 年契約。
7 番	あと・・・。
9 番	本人さんが・・・。
7 番	あーはい、分かりました。
9 番	息子さんの代になられたら、言って今・・・。という考えですが、引き受けるという形にも話してます。
議長	他にご意見ありましたら。
議長	(意見、質問なし)
議長	ないようでごさいますので、採決の方に入ります。055-2 の件に関しまして許可相当と認めれる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第 4 号基盤強化促進法第 19 条による農用地利用集積計画の

	公告について今回は5件ございますが、読み上げは致しませんのでそれぞれご覧になってご質問等お願いします。 ～ご覧中～
議長	いかがでしょうか。時間ですので、採決の方に入ってもいいですか？ 4号議案の件に関しまして、許可できると思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第5号基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得について今回は5件あります。これも読み上げは致しませんのでそれぞれご覧になってご意見ご質問あれば挙手にてご質問お願いします。 ～ご覧中～
議長	いかがでしょうか？ ご意見ございませんでしょうか？ 採決の方に入りますが、因果関係がございます方はすみませんが退出の方をお願いします。沼田さんと%%%%さんと&&&&の関係の方。はい、退出を。採決の時は、因果関係の方。 それでは、議案第5号の件に関しまして、許可出来ると思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。議案第5号は、このたびは全会一致許可相当と認めます。 報告第1号農地法第3条の3の規定による相続等の届出について、6件ございますが報告ですのでご意見ございましたら挙手にて発言をお願いします。 ～ご覧中～
議長	(意見、質問なし) ご意見等ございませんか？ なければ。 続きまして、報告第2号町内の農地の賃借料情報の提供について事務局よりお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。えっと閲覧で今用意をします、町内の農地の賃借料等の情報で図画の方を作成をします。期間は、令和4年1月～12月までの間に締結された利用権設定に関する賃借料10aあたりの賃借料は以下の通りでしたという事で載せております。内容については、ご覧いただければと思います。よろしければ、この状態で今後も行いたいと思っておりますので。よろしくお願い致します。
議長	報告第2号に関してご質問等ございましたら、お願いします。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、この情報のそのまま許可相当と認めます。
事務局	はい。
議長	続きまして、その他。

	(その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、5月22日(月)13:30からお願いします。
--	--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印